

## 最近の議会運営に対する意見と質問

阿智村は今まで、「住民自治」「住民主体の村づくり」を基本姿勢にした「住民参加の村づくり」を「協働の村づくり」と称してきました。

それは、「その地域に暮らしている住民が、その地域で安全・安心に住み続けられる地域にするために、自ら地域課題を解決していくこと」を基本としています。このことは地域の住民がその地域の将来像についての選択の自由と責任を負うという、住民の主体意志を尊重するというものです。

そのためには、村全体としては「持続可能な村づくり」を目指し、住民の暮らしに最も身近な「集落計画」を基礎に、「各地区（自治会）計画」「村づくり委員会や各事業団体の要望」等を踏まえて「村の総合計画」を作成するという手法をとつきました。

こうした取り組みを高めていくためには村及び議会には、「開かれた運営」が必要であり、住民の合意形成に資するための「正確な情報の公開」と「決定するまでの経過と決定（議決）の説明」に心がけてきました。

しかし、最近の議会における議員の発言や議会運営を見ると「住民自治」「住民主体の村づくり」「住民との合意形成手法」「議決説明」について、間違った解釈の元に進められているように感じられます。

偏った情報による住民感情に訴える手法で、地域間対立を煽り、それに乗った「大衆迎合的」手法によって、真実を無視した議論を行い、多数決による決定が行われており、熟議によって真実に近い結論を求めるという阿智村議会の良き慣例がないがしろにされているように感じています。

議会として、行政からの説明や、議員の個人的な思い込みにのみ左右されるのではなく、議員自身が事の本質を見極める努力を行い、何より関係する住民の意見を尊重して事の真実を議員同士が共有する中であるべき結論を導き出していただきたいと願うものです。

以上のことから、次の案件について議会としてのご見解を伺いたいと思います。

9月定例議会において、『治部坂高原交流施設』の指定管理契約と、それに伴う改修工事予算が審議されておりますがこの件に関連して、3月27日の臨時議会での「地域活性化施設設置条例」廃止との矛盾が生じていると考えますがいかがでしょうか。

「地域活性化施設設置条例を廃止する条例の制定について」上程に当たって村長はその理由を「営業利益が出るものについても、今後また普通財産として見直させていただきまして、賃貸借を結んで、今後は村のため地域のためにお願ひできればと思い提案させていただきたいと思います。」と説明され、この議会審

議の中で「リフレ施設は商業施設であるので、指定管理契約の期間終了で新たな契約は結ばない」という意見が多数を占めて議決し、リフレッシュふるさと推進モデル事業により設置した 9 施設を、指定管理から除外しました。

1、8月時点で、指定管理施設が 22 あると説明されましたか

　イ、営業利益施設・商業施設の定義について

　ロ、22 施設の内、イで定義される施設はいくつあるのか

2、治部坂高原交流施設議決に関連して

　イ、8月 27 日臨時議会議決と矛盾していないか

　ロ、審議に当たって、イとの関連で審議が尽くされたか

　ハ、改修を村費で行う必要性について

3、「ふるさと村自然園」の指定管理者の募集を行っているが、1、との関連でどのように位置づけるか

以上 3 点の質問について、9月定例議会報告掲載の議会だよりに掲載してご回答ください。

平成 29 年 9 月 21 日

阿智村議会議長

高坂 和男 様

阿智村智里 3789 番地

熊谷 時雄



## 公 開 質 問 書

平成 29 年 9 月 26 日

阿智村議会議長

高坂 和男 様

智里西自治会

会長 熊谷 秀二

(有) 戸沢開発

社長 渡谷 久利

(株) 野熊の庄 月川

社長 熊谷 時雄



日頃は阿智村発展のためご尽力賜っておりまこと感謝申し上げます。

下記事項について阿智村議会としてのご見解をお聞きしたく質問申し上げます。

なお、回答については、今年 10 月 30 日までに全村公開でお願いいたします。

### 記

#### 1、リフレッシュふるさと推進事業について

6 月定例議会最終日の補正予算審議の過程で、リフレッシュ推進モデル事業について「各施設の管理移管等について、(中略)色々な行き違いが起きているところであります。」という発言が議員一人からありました。こうした趣旨の発言は、過去の議会の審議過程の中で垣間見ることができます。しかし、過去当事者間をはじめ、議会においても様々な論議がされて今日まで来ていますが、現在における確定事項は、本年 8 月 31 日をもって村において契約の締結を拒否されましたが、平成 19 年 3 月 30 日締結の「地域活性化施設の管理及び運営に関する協定書」に集約された事項が全てであると考えております。

協定書記載の事項について、その解釈をめぐって行き違いが生じたことはなく当事者として協定書を誠実に履行してきました。協定書記載事項以外の問題があるとすれば、当事者同士で解決すべきで、一方の当事者である村が一方的に協定書記載事項以外の主張を行うとすれば、協定書の信頼性は失われることになり契約行為としてはあってはならないことがあります。今後においても、協定書記載事項が基本におかれなくてはならないと考えますが議会としてどうお考えでしょうか。

#### 2、月川の国税課徴金について

過日の、議会による地区懇談会の佐和会場において、出席者より月川が納めた国税について、「公の施設を使って脱税をした」という指摘で説明を求められたが、議会側から、「村・

議会が調査したわけではない、月川との懇談会で当事者から税金をとられたといっているので嘘ではない」という回答が行われたと聞き及んでおります。しかし、議会においては、この件は、月川側の意図的な行為でなく、この事業をめぐる村側の責任に帰すところが多いということは村側から平成26年12月をはじめとして説明を受けているものと思います。また、受託事業者と議員との懇談の折(平成28年6月・29年1月)、詳細は説明しています。

にもかかわらず、曖昧な回答をしたことは、意図的により疑惑を深めるような「印象操作」をしたのではないかと考えざるを得ません。

正確な説明を議会としてすべきであると考えますが、これに対してどうお考えでしょうか。

### 3、議員による流言飛語について

議員の1名が、複数の住民に対して「5月中に、〇と丁のところに警察が入り逮捕される。」「5月に月川に国税局が入る」云々の流言飛語を行ったということあります。議員としてこのような行為は許されるべきでないと考えますが、事実を確認の上しかるべき対応を行うよう求めるものですが、お考えをお聞きします。

### 4、特定議員による説明会について

特定の議員が、議会事務局を介して新議員説明会と称して、「リフレッシュあるさと推進事業について」特定議員の私的な解釈に基づく説明を行ったと聞いていますが、議長及び議会運営委員長は承知していますか、あるいは事前に議会事務局を介すことの許可を与えたのかお聞きしたい。議員間の勉強会は、大いに行われるべきであると思いますが、議会事務局を介せば、議会としての責任においての勉強会であり、個人的な解釈を一方的に説明するのではなく、議会としての責任をもって公平公正な説明がなされるべきではないかと考えます。この件についてどのようにお考えでしょうか。